

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530828

研究課題名(和文) 討論型世論調査による一般市民の裁判員制度の理解と支持に関する研究

研究課題名(英文) Study of the understanding and support by people of the Saiban-in System in terms of deliberative polls

研究代表者

黒澤 香 (Kurosawa, Kaoru)

東洋大学・社会学部・教授

研究者番号：90205237

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：2つのことを並行して行った。まず、どのような研究が可能かをさぐるため、1年目は韓国で開かれたアジア法社会学会に参加し、発表を聞いた。2年目と3年目はアメリカから研究者を招いた。それをもとに、参加者が一般人であることが不可欠と考え、インターネットを用いたサンプルで、小グループごとに討論を行った。時間のため、今回は裁判官役を加えることができなかった。独立変数はそのときの人数が大と小、および用いた事例AとBで、従属変数は有罪・無罪など。参加者数は合計で100を超えるが、研究のためには少なかったようである。差が統計的有意になったものは考えていたより少なかったが、重要なものが見つかったように思われる。

研究成果の概要(英文)：Two things have been done simultaneously. One, to search materials and methods that were applicable to current research, I attended East Asian Law and Society Conference 2011 in Korea for the first year. For the second and third years, I invited American scholars to Japan to discuss their research. Two, it was imperative that participants must be general public, so it was Internet based. Because of time limitation, it was not possible to add the role of judges. Independent variables were: 1) the large or small discussion group (about 12 or 6 men and women), and 2) Case A or B (actual trial materials modified for experimental purposes), which they decided. Dependent variables were the group decision that the defendant was guilty or not guilty, their individual decisions, and the like. Participants barely exceeded 100, and the more were desirable. However, it seems that there were important findings, although we did not have as many statistically significant results as we wanted.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：裁判員制度 討論型世論調査 陪審制度 世論調査

### 1. 研究開始当初の背景

新しい研究のやり方を探すのは難しい。これまででない材料を探して、まず裁判の情報を探した。実際の裁判を実験に使おうと依頼したのだが、ある弁護士に、裁判になった事件の情報を弁護士から得るのはよくないと指摘された。守秘義務が存在するので、弁護士には情報を出すのが難しいという。

どうしたらよいのか分からない状況が長く続いたが、裁判の傍聴を行っている団体の会報に傍聴記があったので、それを使うことにした。傍聴記であったので、それを裁判の記録にするために、修正して実験に使うことにした。これを裁判の記録の形に直して、ひとつの裁判情報を作った。

また、もうひとつの裁判の資料(これは報道されたもの)をある弁護士にいただいた。これも実験に使うために、裁判の記録の形にした。これら2つは、同じ週に判決が出た覚醒剤密輸事件で、順に、有罪と無罪である。とくに無罪の事件は、地裁で無罪となったが高裁が逆転して有罪、そして最高裁がふたたび逆転して無罪にしたという、いわくつきのもので、裁判員裁判で最初に無罪が確定したものである。報道がたくさんあり、その内容もよく知られている事件であった。

また、裁判員の仕事は実験参加者が行うのであるが、裁判官の役割をどうすべきか、判断がつかなかった。裁判官という仕事をするのは、エキスパートでなければならない。弁護士であれば、可能であるかもしれないが、忙しいので実験に参加するのは難しい。というわけで、今回はさまざまな理由から、アメリカ型の陪審裁判を実施することにした。つまり、裁判官なしで評議を行う。だから、裁判官たちの影響は今回の分析からは分からないということになる。しかし、とりあえず、裁判の形にして、データをとることにした。

また「討論型世論調査」を行いたいと考えていたが、そのためには予算が足らなかった。もちろん、行ったのは、形式は討論型世論調査に準じていて、総人数が少ないだけである。そして、参加するのは調査に協力的な人たちである。つまり、このような調査方法に慣れている人たちということになる。ただしこの人たちは、裁判制度や特定の裁判に関して、一般の人たちと特に異なった意見を持っているとは考えられない。裁判に関するかぎりごく普通の、「調査に積極的・協力的な」人たちということができよう。

### 2. 研究の目的

研究の目的は、討論型世論調査を行うことである。そのためには、参加者を多くしたかったが、調査会社の費用の面から、普通の実験と同じ程度しか得られなかった。

仮説はいくつか考えられるが、特に今回は討論を行う「人数」に着目する。一般に、人数は要因として軽視されがちであるが、大切なものであることは、言うまでもない。これ

を、陪審制度なみの12人と裁判員制度なみの6人(裁判員制度では裁判官が入って9人であるが)とすることにした。また、特定の裁判による、という要因を弱めるため、2つの裁判を用いた。つまり、2x2(陪審の人数の多少x裁判A&B)である。仮説は「人数が少ないと(多いときと比べ)、制度に対する支持が低い」とする。これは、評決にも影響を与えるはずであるが、今回は評決数が少ないため、仮説にすることはできない。

### 3. 研究の方法

この研究は世論調査の手法を用いて、実験を行うことであった。実験参加者としては、一般から抽出された成人を考えた。また実験の要因として、判断者(つまり、参加者)の数が考えられた。その数として、上記のように、陪審制度の12人と、裁判員制度の6人を考えた。もちろん、裁判員制度では裁判官がいて、全部で9人だが、実験では、大きな裁判体と小さな裁判体を代表することにしておき、このとおりとした。

そして材料は、2つの実際の裁判をもとに作ったものを用いた。したがって最終的に、これは2x2の実験をインターネットで行うものである。最初は2晩にわたって行おうとしたが、費用の面で、最終的に1晩で約3時間を必要とするものになった。

最初に、参加者の抽出を調査会社をお願いした。抽出してもらったら、インターネットを用い、実験者のあいさつがあり、すぐに実験材料にアクセスしてもらった。実験材料は2つあり、それぞれ、冒頭手続き、検察側立証、弁護側立証、そして両者の最終弁論があった。それぞれ4つの材料の後に質問があり、材料の理解を深めるようにした。またその材料に常時アクセスできるようにした。

まず材料にアクセスして読んだら、個人的に次の質問に答えてもらった。

1-1. 被告人は「無罪/有罪」、どちらに判断しますか

1-2. 被告人は懲役何年がふさわしいと考えますか。懲役何年かを入力してください。年数は0年(なし、無罪)から30年の範囲でお答えください

1-3. 上記1. 2. の回答を行ったのはどのような理由からですか。その理由を簡単に教えてください

その後で、次のような質問を行った。答はすべて5件法であった。

2-1. 覚醒剤全般について、どのような印象を持っていますか(良い 悪い)

2-2. 一般的な覚醒剤の密輸について、どの程度悪質と考えていますか(良い 悪い)

2-3. 登場した税関職員の現場での対応は適切だったと思いますか(適切 適切でない)

- 2-4. 被告人は正直に話していたと思いますか(話していた 話していなかった)
- 2-5. 被告人のように荷物を預かることは、文化によってあると思いますか(ない ある)
- 2-6. 登場した検察官は有能であると思いますか(思う 思わない)
- 2-7. 登場した弁護士は有能であると思いますか(思う 思わない)
- 2-8. 2-1~7の質問について、言いたいことがあったら書いてください
- 2-9. この裁判を知っていますか
- 2-10. 知っている場合は、知っている具体的なことを書いてください
- 2-11. 示された証拠の数は十分なものであったと思いますか(十分 不十分)
- 2-12. 本人の自白以外に、どのような証拠が欲しいですか(自由記述)

その後で、約2時間、合意を得るように、インターネットで議論をお願いした。

そして終わったら、次のような質問紙に答えてもらった。ここも、自由記述を除いて、答はすべて5件法であった。

- 3-1. あなたは発言(書き込み、以下同じ)を、どの程度行いましたか(多い 少ない)
- 3-2. あなたはどの程度議論に参加できましたか(できた できなかった)
- 3-3. 議論で他の参加者は、どの程度発言していましたか(多く 少なく)
- 3-4. 他の参加者は、どの程度議論に参加していましたか(参加していた 参加していなかった)
- 3-5. 議論は、活発に行われていたと思いますか(活発だった 活発でなかった)
- 3-6. 議論は、円滑に行われていたとおもいますか(円滑だった 円滑でなかった)
- 3-7. あなたの発言について、他の人の発言はどの程度あったと思いますか(多い 少ない)
- 3-8. 他の人の意見について、あなたはどの程度発言ができましたか(多い 少ない)
- 3-9. あなたは、自分の考えが他の参加者に伝わったと思いますか(伝わった 伝わらなかった)
- 3-10. 結論の決め方に、あなたは満足していますか(満足している 満足していない)
- 3-11. 結論の決め方に、あなたは納得していますか(納得している 納得していない)
- 3-12. あなたは結論に満足していますか(満足している 満足していない)
- 3-13. あなたは結論に納得していますか(納得している 納得していない)
- 3-14. 上記3-1~13の質問について何か思ったり考えたりしたことはありますか。ある場合には簡単に記入してください。

そして再び、前回の回答にこだわらず、4-1. 被告人の「有罪、無罪」、4-2. 有罪の場合、ふさわしい刑罰の長さを決めてもら

い、4-3. その理由を書いてもらった。

最後に、参加者の普段の考えや態度について質問した。

- 5-1. 裁判員制度に、あなたは賛成ですか(賛成 反対)
- 5-2. 現在の裁判員制度は、うまく運用できていると思いますか(うまく運用できている うまく運用できていない)
- 5-3. 裁判員裁判に、あなたは裁判員として参加したいと思いますか(参加したい 参加したくない)
- 5-4. あなたは、政治ではどのような考えをもっていますか(保守 革新)
- 5-5. あなたは普段、どの程度選挙に行っていますか(行っている 行っていない)
- 実験には100人あまりが参加したが、データは分析できる100人分を用いた。

#### 4. 研究成果

参加者の数は、以下のとおり。

表1 実験参加者数〔〕は男性

	事件A	事件B	合計
大人数(12人)	34〔17〕	31〔16〕	65〔33〕
小人数(6人)	18〔9〕	17〔7〕	35〔16〕
合計	52〔26〕	48〔23〕	100〔49〕

条件・事件ごとに3つずつ作った。

表2 評議の結果

	無罪	有罪	評決不能	計
大人数	1	5	0	6
小人数	1	4	1	6

次に、差が有意になったものを見ていく。(性別は各評議体が男女同数になるようにし、また仮説にも入ってないので省略した。)

2-2. 一般的な覚醒剤の密輸について、どの程度悪質と考えますか

人数、事件、そして交互作用が有意であった( $F(1,96)=6.206, p=.024$ 。自由度はすべて同じ(1,96)であるから以下省略: $F=4.517, p=.036$ ;  $F=4.330, p=.040$ )。これを図1で見ると、日本人事件(事件B)の小人数の場合、比較的「悪くない」と判断している。逆に、他の条件の場合、悪質と考えているようである。

2-2. 一般的な覚醒剤の密輸について、どの程度悪質と考えるかの推定周辺平均

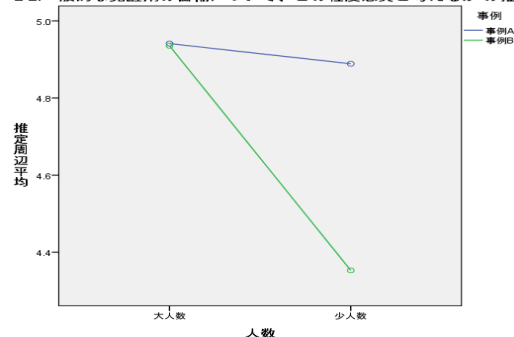


図1 2-2. 一般的な覚醒剤に密輸について(数字が大きいほど「悪い」)

2-5. 被告人のように荷物を預かることは、文化によってあると思いますか

人数、事件が有意になったが ( $F=4.334$ ,  $p=.040$ ;  $F=4.525$ ,  $p=.036$ )、交互作用は有意にならなかった ( $p>.3$ )。上の効果を支えるように、「ある」と思っているが、事件自体は「悪い」ことだと思っ

2-5.被告人のように荷物を預かることは、文化によってあると思うかの推定周辺平均

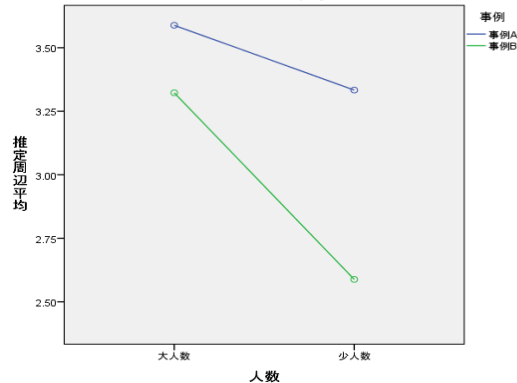


図2 2-5. 文化によってあると思いますか (数字が大きいほど「ある」)

3-5. 議論は、活発に行われていたと思いますか

人数が多いと議論が活発に行われていたと知覚されていたようである(12人:1.82 vs. 6人:2.26,  $F=5.950$ ,  $p=.017$ )

3-6. 議論は、円滑に行われていたと思いますか

事例Bで円滑に議論が行われていないと知覚されていたようである(事例A:1.87 vs. 事例B:2.42,  $F=9.093$ ,  $p=.003$ )。交互作用も有意に近かった ( $p=.067$ )

3-9. 自分の考えが他の参加者に伝わったと思うか

事例Bで自分の考えが伝わらないという気持ちが強かったようである(事例A:2.00 vs. 事例B:2.42,  $F=6.608$ ,  $p=.012$ )。これも、交互作用が有意に近かった ( $p=.063$ )

3-10. 結論の決め方に、あなたは満足していますか

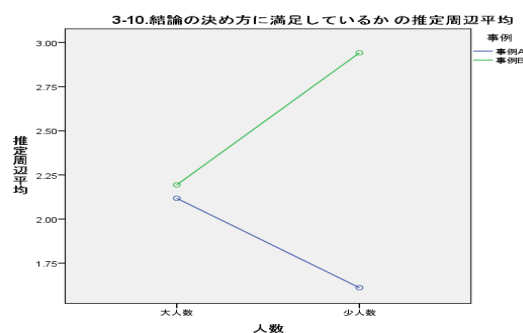


図3 3-10. 結論の決め方に、あなたは満足か (数字が大きいほど「不満」)

事件と交互作用が有意になった ( $F=7.834$ ,  $p=.006$ ;  $F=6.234$ ,  $p=.014$ ) が、人数は有意にならなかった ( $p>.6$ )。事件Bで特に少人数のほうが満足していないと思われる。(図3を参照)

3-11. 結論の出し方に納得していますか

事例Bで結論の出し方に納得していないという気持ちが強かったようである(事例A:1.73 vs. 事例B:2.13,  $F=6.608$ ,  $p=.030$ )。これも、交互作用が有意に近かった ( $p=.064$ )

3-13. 結論に納得していますか

これは交互作用が有意になった ( $F=8.045$ ,  $p=.006$ )。事件Aでは大人数が、事件Bでは少人数が、相対的に、あまり納得していないということになった。

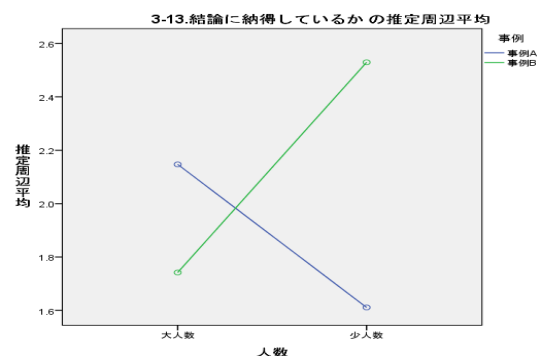


図4 3-13. 結論に納得しているか (数字が大きいほど「納得していない」)

5-1. 裁判員制度に、あなたは賛成ですか

少人数のほうが、裁判員制度に関して反対という、どちらかと言えば、厳しい態度を示している(12人:2.45 vs. 6人:3.23,  $F=11.100$ ,  $p=.001$ ; 他の効果は、 $p>.3$ )

裁判員制度に賛成か否かという、最後の質問に対して、少人数で判決を出さなければならないほうが、厳しい意見を持っていた。逆に言えば、人数が多いほうが、どちらかと言えば、裁判員制度に寛容な態度を示すと言えよう。もちろん、この研究では、裁判員制度ではなく、陪審制度を使っていた。その点を考慮しなくてはならないが、人数の大小は考えていたより深刻な影響を与えていた。

その他の結果については、まだ特に言うことはないし、すぐ上に述べた結果に対して、矛盾するようなことを示していない。引き続いて、この問題の結果に関する研究を継続していきたい。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 1件)

Kaoru Kurosawa (2011) A problem of Saiban-in Seido: Prosecutor recommendation of punishment, A paper presented at East Asian Law and Society Conference 2011 at Yonsei University, Seoul, Korea

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

黒澤 香 (KUROSAWA, Kaoru)

東洋大学・社会学部・教授

研究者番号：90205237